

最高裁判所提案「後見制度支援信託」に関する要望

2011年(平成23年)2月10日

日本弁護士連合会

要望の趣旨

最高裁判所が2011年4月から各家庭裁判所において導入を予定している「後見制度支援信託」は、当連合会を含む高齢者・障がい者の権利擁護や成年後見制度の運用に関わる関係諸機関・諸団体及び国民との十分な検討を経ずに、最高裁判所、法務省民事局、社団法人信託協会の三者のみで導入が検討された制度であり、以下の問題点を含むものであることから、拙速な導入は避けることを要望する。

要望の理由

- 1 最高裁判所は、今般、「後見制度支援信託」(以下「本件制度」という。)を、本年4月1日から全国の家庭裁判所において導入することを公表した。
最高裁判所の説明によると、この制度は、「後見類型(保佐、補助は除く。)の申立があった場合に、裁判所が専門職後見人(弁護士や司法書士)を選任し、数か月で、本人の生活の日常生活の支援計画を立て、後見人がそれに必要な預金だけを残し、それ以外の従来の本人資産を原則として換価し、後見人と信託銀行との間で契約締結する。その後、専門職後見人は辞任し、以後は、親族後見人だけとなる。そして、従前の計画に含まれない一時的・臨時の出金や信託の解約の必要性が出た場合には、裁判所の指示書が出た場合のみ、可能とする」というものである。
- 2 成年後見制度においては、本人の自己決定の尊重と残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念から、より制約的でない方法で、被後見人の絶えず変化する生活や意思に応じた柔軟な財産管理と身上監護を行うことが求められている。然るに、今回提示された制度は信託契約を裁判所の指導で導入する制度として構築していると解さざるを得ず、そこでは財産の保全に主眼が置かれ、本人の権利擁護や身上監護が実質的に後退するのではないかと、また、本人のための財産利用が抑制的になる、さらには、後見事件一般へ信託制度が波及し、後見業務が画一的な取扱いとなるのではないかと等の懸念が生じている。
なお、この数ヶ月、最高裁判所が当連合会担当委員会に対し、また、複数の家庭裁判所において裁判官から各地の弁護士会担当者らに対し、「後見制度支援信

託」の利用についての説明が実施されてはいるが、一方的なものに過ぎない。そもそも信託制度を成年後見制度に導入することの是非、また、信託制度を採用するとしてどのようなケースにおいて信託が適当であるかについて、事前に関係者団体・専門職後見人等との間で意見交換がなされていない。実際の運用において、ケースを調査し制度設計等を判断するのが専門職後見人であるとすれば、その責任は大きく、判断に迷うことも想定される。特に、個々の事案において親族らの理解を得ることが重要となるであろうが、預貯金や有価証券等財産の多くを換価し特定の信託銀行の信託に付することについて、現在最高裁判所から説明されている内容のみをもって被後見人や親族後見人ら当事者の理解を得られるか疑問である。

- 3 後見人選任数の増加に伴い、親族後見人等による不祥事が少なからず発生しているところから、その防止策が重要であることは否定できない。しかしながらそれは、後見人の権限濫用につき、どのような防止策をとるべきかという成年後見制度全体の見直しに関わる問題であり、また制度理念そのものに関わる問題である。家庭裁判所や行政機関、後見監督人等による指導・監督機能の強化、適正な第三者後見人の選任といった視点から、法改正や運用改善を早急に検討すべきものである。
- 4 以上のことから、当連合会は、最高裁判所提案にかかる本件制度については、拙速に運用を開始することなく、当連合会を含め高齢者・障がい者の権利擁護や成年後見制度の運用に関わる関係諸機関・諸団体及び国民との間で議論を尽くすよう求めるものである。